

審第2693号－1

答申第635号

令和7年9月3日

千葉県教育委員会

教育長 杉野 可愛 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年7月10日付け教職第441号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1121号

令和2年6月1日付けで審査請求人から提起された、令和2年3月13日付け教職第1305号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年2月12日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2018年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書（4～12月分）。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について（通知）（平成30年4月6日付け30文科初第54号）（以下「対象文書1」という。）、
「平成30年度公立高等学校の教職員定数等に関する資料の提出について（平成30年4月18日付け事務連絡）のうち、本請求に係る部分」（以下「対象文書2」という。）、
「平成30年度公立高等学校の教職員定数等に関する資料について（提出）（平成30年6月18日付け）のうち、本請求に係る部分」（以下「対象文書3」という。）、
「2019年度公立高等学校等の研修等定数等の計画に係る資料の提出について（依頼）（平成30年10月19日付け事務連絡）」（以下「対象文書4」という。）、
「2019年度公立高等学校等研修等定数等配置予定数集計表」（以下「対象文書5」といい、対象文書5件をまとめて「本件対象文書」という。）を特定し、令和2年3月13日付け教職第1305号で行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和2年6月1日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

従前の同旨開示請求に対しては、本件審査請求書に添付した、平成27年7月31日付け及び平成28年7月28日付けの文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係による「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について」という事務連絡を「かがみ」とする文書が特定され、開示されているが、本件処分においては、特定・開示がなされていない。例年発出されてきた文書が急になくなると思えず、本件処分においては、上記文書が秘匿されているものと考えられる。

よって、本件処分は違法である。

3 反論の要旨

審査請求人は、審査請求書において「例年発出されてきた文書が急になくなると思えず、本件処分においては、上記文書が秘匿されているものと考えられる。」と主張した。実際、審査請求人が調査したところ、2011年度から2017年度までは、文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係発の事務連絡が複数回発出されている。

すなわち、従前は、弁明書「4 処分（本件決定）の理由について」後段に記載された「当該通知に係る事務」の中で、数回の（事務連絡レベルの）やりとりが行われたことを意味する。

そうすると、本件審査請求に係る2018年度については、このようなやりとりなしに、「大臣の定める数」が決定されたことになる。

これは、にわかには信じがたい。また、もしそうであるならば、弁明書にそのような記載があってしかるべきであろう。

あるいは、「行政文書を探索」する労力を、文部科学省への問合せに利用してもよかったであろう。

いずれにせよ、弁明書には何の弁明も記載されておらず、本件審査請求に影響を及ぼすものではない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 本件対象文書の内容について

対象文書1は、文部科学省から収受した、平成30年度の高等学校等教職員定数に係るものであり、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）の規定に基づく文部科学大臣の定める数（以下「大臣の定める数」という。）である公立高等学校指導方法改善定数及び研修等定数並びにその内訳について記載されており、当該定数の決定した数を通知した行政文書である。

対象文書2は、同省から収受した、平成30年度及び令和元年度の高等学校等教職員定数に係るものであり、大臣の定める数である公立高等学校の教職員定数等を実施機関に通知した後、当該定数等がどのように配置されたか等を提出するよう依頼した行政文書であり、対象文書3は、対象文書2の依頼を受けて、同省に提出した行政文書である。

対象文書4は、同省から収受した、令和元年度の高等学校等教職員定数に係るものであり、大臣の定める数である公立高等学校等の研修等定数等を実施機関に通知するに当たって、当該定数等に関する資料を提出するよう依頼した行政文書であり、対象文書5は対象文書4の依頼を受けて、同省に提出した行政文書である。

3 処分（本件決定）の理由について

本件請求は、本件請求に係る行政文書開示請求書（令和2年2月12日付け受付817番）の記載から、平成30年4月から同年12月までに高等学校就職支援教員に係る実施機関が文部科学省から収受した行政文書及び実施機関が同省に発出した行政文書を開示請求しているものと解釈できる。

これらの行政文書は、上記2のとおり収受及び発出した対象文書1から5までを特定し、本件決定を行ったものである。

当該定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第7条から第12条までの規定により、その標準を定めている。また、同法第22条は、教職員定数の算定に関する特例を定めている。同法第7条から第12条まで及び第22条は、一部の定めを政令に委任しており、当該政令は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令である。同政令には、文部科学大臣が定める数という規定があり、当該数を文部科学大臣は毎年度実施機関に通知している。

平成30年度の当該通知に至るまでの事務は次のとおりである。

同省から実施機関に高等学校等教職員定数等に関する資料を提出するよう依頼があ

り、当該資料を実施機関は同省に提出し、同省は実施機関に当該数を通知する。その後、同省から実施機関に当該数の実際の配置の仕方等を提出するよう依頼があり、実施機関は同省に当該配置の仕方等を提出する。

また、本件審査請求を受け、実施機関において本件請求の対象となる行政文書を探索したが、対象文書1から5まで以外に本件請求の対象となる行政文書は保有していない。

4 弁明の内容について

請求人は、第3 2のとおり主張する。しかし、上記3のとおり、本件請求の対象となる行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか存在せず、対象文書1から5までを特定し、本件決定を行ったものである。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

1 本件決定の妥当性

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

本件開示請求は「2018年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書（4～12月分）」の開示を求めるものであり、実施機関は本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

審査請求人は、本件決定を受け本件審査請求を行い、前記第3 2のとおり、従前の同旨開示請求に対して特定され開示されている、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について」との件名の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）を保有していないことは考えられず、本件決定は文書秘匿であり違法である旨の主張を行っていることから、本件決定の妥当性について以下検討する。

実施機関は、本件審査請求を受け、本件請求の対象となる文書を再度探索したが、当該文書は保有していないと弁明している。

当審査会において実施機関に確認したところ、文部科学省から送付される予定定数の事務連絡は、特に要綱やマニュアル等の定めに基づくものではなく、内容や発出時期は文部科学省の担当の対応により異なる、とのことであった。

また、当審査会において、事務局職員をして、平成26年度から令和3年度までの期間を対象として実施機関の行政文書の保有状況を探索させたところ、平成26年度

から28年度までは本件事務連絡に相当する文書を保有していることを確認したが、平成29年度以降は確認できなかった。

以上からすれば、本件請求の対象となっている期間において当該対象となる文書を作成及び取得していないという実施機関の弁明に不自然、不合理な点はないものと認められる。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 7月 10日	諮問書の受付
令和 2年 8月 5日	反論書の受付
令和 7年 1月 29日	審議
令和 7年 2月 27日	審議
令和 7年 5月 29日	審議
令和 7年 6月 27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)